

問 I - 3 - ⑩ (公告方法)

公告方法は定款 (の変更の案) にどのように規定すればいいのでしょうか。

答

- 1 公告方法は、旧民法法人の定款又は寄附行為においては、必要的記載事項ではありませんでしたが、新制度 (一般社団・財団法人法) では、定款の必要的記載事項とされています (一般社団・財団法人法第 11 条第 1 項第 6 号、第 153 条第 1 項第 9 号) (注 1)。

- 2 一般社団・財団法人法では、この公告方法について、
 - ① 官報に掲載する方法
 - ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - ③ 電子公告
 - ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法のいずれかを定款 (の変更の案) で定める必要があるとされています (一般社団・財団法人法第 331 条第 1 項、同施行規則第 88 条第 1 項)。
その際には、①から④までのいずれか一つの方法を定めることで足りませんが、「官報及び〇〇県において発行する〇〇新聞」のように重疊的に定めることも可能です。一方、「官報又は電子公告」のように選択的に定めることはできず、また、「貸借対照表の公告は電子公告、それ以外は官報」のように、公告対象事項を任意に細分化して、各事項につきそれぞれの公告方法を定めることもできないと解されています (注 2)。

- 3 ②の方法を定款で定める場合には、一種又は数種の新聞を特定するか、特定できるように記載するかしなければならず、また、その発行地も特定することが望ましいと考えられています。

- 4 また、③の方法を公告方法とする旨を定款で定める場合に限り、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、①又は②の方法のいずれかを定款で定めることができます (一般社団・財団法人法第 331 条第 2 項) (注 3)。

(注 1) 特例民法法人についても、旧民法法人と同様に定款の必要的記載事項とはされていません (整備法第 80 条第 2 項、第 89 条第 2 項)。

(注 2) ①又は②の方法を定款で定める場合には、貸借対照表 (大規模一般社団法人又は

大規模一般財団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書)の公告に代えて、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができますが、当該措置(電磁的開示)をとることを定款で規定する必要はありません(一般社団・財団法人法第128条第3項)。

当該措置(電磁的開示)は、電子公告による貸借対照表等の公告と実質上同様のものですが、法令上の「電子公告」(同法第331条第1項第3号)ではありません。そのため、公告方法を①又は②の方法とする法人が、当該措置(電磁的開示)をとることを任意に定款に記載する場合であっても、例えば、「貸借対照表(及び損益計算書)については、一般社団・財団法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。」旨を記載することはできますが、他方で、「貸借対照表(及び損益計算書)の公告については電子公告で行う。」旨を定めることはできません。なお、当該措置(電磁的開示)をとる場合には、具体的なホームページのアドレスを登記する必要があります(同法第301条第2項第15号、第302条第2項第13号、同法施行規則第87条第1項)。

(注3) ③以外の方法を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって当該方法による公告をすることができない場合の公告方法を定めることはできません。

また、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、④の方法を定めることはできませんので注意が必要です。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第11条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～五 (略)

六 公告方法

七 (略)

2 (略)

一般社団・財団法人法第128条 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表(大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書)を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第三百三十一条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である一般社団法人は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 前項の一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五

年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～八 (略)

九 公告方法

十 (略)

2・3 (略)

一般社団・財団法人法第 301 条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一・二 (略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～十四 (略)

十五 第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十六 公告方法

十七 前号の公告方法が電子公告（第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十五号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

一般社団・財団法人法第 302 条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一～十二

十三 第九十九条において準用する第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十四 公告方法

十五 前号の公告方法が電子公告であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を

受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

一般社団・財団法人法第 331 条 一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるもの）をとる方法をいう。以下同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

一般社団・財団法人法施行規則第 87 条 次の各号に掲げる規定に規定する法務省令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第三百一条第二項第十五号 法第二百二十八条第三項の規定による措置

二 法第三百一条第二項第十七号イ 一般社団法人が行う電子公告

三 法第三百二条第二項第十三号 法第九十九条において準用する法第二百二十八条第三項の規定による措置

四 法第三百二条第二項第十五号イ 一般財団法人が行う電子公告

2 次の各号に掲げる規定に規定する場合には、当該各号に定める規定に掲げる事項であって、決算公告（法第二百二十八条第一項（法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

一 法第三百一条第二項第十七号 同号イ

二 法第三百二条第二項第十五号 同号イ

一般社団・財団法人法施行規則第 88 条 法第三百三十一条第一項第四号に規定する措置として法務省令で定める方法は、当該一般社団法人等の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

2 (略)

整備法第 80 条 (略)

2 特例社団法人については、一般社団・財団法人法第十一条第一項第六号及び第七号の規定は、適用しない。

3～5 (略)

整備法第 89 条 (略)

2 特例財団法人については、一般社団・財団法人法第一百五十三条第一項第八号から第十号までの規定は、適用しない。

3～7 (略)